



記者配布（発表）資料

発信年月日：令和7年6月3日

所属部課		連絡先	TEL 0837-23-1125
企画総務部			FAX 0837-23-1219
件 名	固定資産税の課税誤りの判明について		

1. 事案の経緯及び概要

今回、県内他市において住宅用地に対する税負担を軽減することを目的とした課税標準の特例措置が、一部の福祉施設の土地に対して正しく適用されておらず、過大に固定資産税等が課税されていることの報道、並びに4月28日付の県からの通知を受け、本市においても同様の誤りがないか調査した結果、一部の有料老人ホーム及びグループホームにおいて、同特例措置を適用していないことが判明した。

2. 原因

該当する福祉施設の新築家屋の取得、また、家屋の用途変更の際に、土地についても住宅用地特例が適用されるとの認識が不足しており、確認を怠った。

3. 判明した課税誤りの税額及び返還金額等について

納税者3件（1法人、2個人） 平成19年度から令和6年度まで

固定資産税、還付加算金、返還金（利息相当分） 合計 8,821,900 円

4. 対応

6月定例議会に提出する補正予算案において市税還付金を計上するとともに、各納税者に対してお詫びをし、地方税法及び長門市固定資産税等返還金支払要綱に基づいて税及び返還金等を返還する。

5. 再発防止策

二度とこのような誤りを生じさせないように、組織を挙げて関連する法令等の確認を徹底するとともに、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。

市長コメント

本市では、これまで地方税法に基づいた適正な業務の執行に努めてまいりましたが、このたび過大に固定資産税が徴収されている事案が判明したことは、公平公正な執行が求められる税務行政の信頼を揺るがすものであり、誠に遺憾であるとともに、市民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

職員には、関連する法令等の確認を徹底するとともに、各自が気を引き締め、緊張感をもって業務に取り組むよう改めて指示したところです。

このような事態を招いたことを深く反省するとともに、再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。